

「広島市民病院の職員に良質な食事を提供する事業」運営事業者募集要項

1 募集概要

病院における職員食堂の役割は、単なる食事提供の場を超え、職員の健康管理、リフレッシュ、そして優秀な人材の定着をも左右する経営戦略上の重要拠点である。

本事業は、広島市立広島市民病院（以下「当院」という。）において、こうした重要拠点の再構築を目指し、職員に良質な食事を提供する職員食堂を共に創るパートナー（以下「運営事業者」という。）を募集するものである。

2 運営事業者選定の方法

コンペ方式により行う。

3 施設概要

- ア 名称：広島市立広島市民病院
- イ 所在地：広島市基町7番33号
- ウ 病床数：743床
- エ 職員数：約2,000名（令和7年4月現在）
- オ 運営場所：広島市立広島市民病院10階

4 応募事業者

- ア 単独事業者、複数の事業者で構成する事業体のいずれも可能とする。
- イ 複数の事業者で構成する事業体の場合には、構成する事業者の中から代表事業者を定め、当該代表事業者が本事業の履行全般に係る責務を負うものとする。

5 応募資格要件

次に掲げる条件の全てに該当すること。なお、複数の事業者で構成する事業体の場合、アについては、代表事業者に実績があること。また、イからカについては、構成する全ての事業者が、これら全ての条件に該当すること。

- ア 食堂営業（70席以上）について、3年以上の運営実績があること。
- イ 広島市内において、公示日から過去1年間に食品衛生法等の法令による行政処分を受けていないこと。
- ウ 会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続き開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続き開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、再度の資格審査申請に係る競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）又は手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実がある者でないこと。

エ 暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。

オ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分、病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は、病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

6 事業概要

(1) 契約形態

地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領第3条第2項第2号の規定による貸付とする。

(2) 貸付の期間

同貸付要領第6条の規定により、貸付を許可した日から2年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、当院に申請書を提出し、貸付期間の更新の許可を受けることにより、期間満了後引き続き1年間営業することができ、以後も同様とする。

(3) 貸付料

同貸付要領第8条第2号の規定により、減免とする。

(4) 光熱水費

同貸付要領第10条の規定により、当院が算定する額を運営事業者が負担することとする。（令和6年度実績：税込み207万円／年）

(5) 運営補助金

食堂の営業開始日から当初の貸付期間が満了するまでの間、事業者の提案に基づく一定額の補助金を運営事業者に交付する。貸付期間の更新に当たっては、その時点の売上げ等を加味し、双方協議のうえ補助金額を見直すものとする。

(6) 売上

運営事業者の売上とする。

(7) 営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請及び届出等については、すべて運営事業者の負担において行わなければならない。

(8) 販売を禁止するもの

酒類及びたばこ類の販売は禁止する。

(9) 食材・販売商品等の搬入及び廃棄物の搬出

食材・販売商品等の搬入及び廃棄物の搬出を行う経路については、当院の指示に従うこと。また、搬入及び搬出にあたっては、病院運営の妨げにならないように行うとともに、十分な安全対策を行うこと。

(10) グリストラップの清掃管理

グリストラップの油取り等の作業は、原則毎日実施すること。なお、専門業者でなければ行うことのできない特殊な清掃管理は当院が行う。

(11) 廃棄物の処理

食堂利用者の食べ残し(飲み残しを含む。)及びその他廃棄物(ペットボトル、缶、瓶等を含む。)の処分は、運営事業者の負担により行うこと。

(12) 看板及び張り紙等の表示又は掲出

貸付許可を受けた場所以外での看板及び張り紙等の表示又は掲出は、当院の許可を受けた場合のみ認める。

(13) 報告書の提出

- ① 毎月25日(土曜日、日曜日及び祝日の場合は直前の平日)までに、前月における営業日数及び販売食数を含む収支報告書を書面(様式自由)により提出すること。
- ② 食堂の営業に伴い、利用者等からの苦情又は事故等が発生した場合は、直ちに当院に連絡し、その対応等について報告書(様式自由)を提出しなければならない。
- ③ その他、当院が必要と認めた場合、経営に関する資料を提出しなければならない。

(14) 注意事項

- ① 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、食材については適温管理及び消費期限の管理等を確実に行うこと。
- ② 本営業に起因する食中毒等の事故が発生したときは、一切の責任を運営事業者が負うものとする。
- ③ 火気又は高熱を発生する機器を使用する場合は、防火・防災管理に万全を期すこと。
- ④ 当院敷地内は終日全面禁煙のため、従事者に徹底するとともに、食堂施設内も全面禁煙とすること。
- ⑤ 営業時間内は可能な限り売り切れがないようにすること。
- ⑥ 職員食堂は、職員の休憩スペースとしても利用することとし、飲食物の持込みを認めること。
- ⑦ 営業時間は、水・お茶のティーサーバーを設置し管理すること。

(15) 費用負担区分

別表①参照

(16) 営業開始及び準備期間

① 営業開始

できるだけ早期の開始を目指すこと。なお、現在の運営事業者は、令和8年3月31日をもって営業を終了する予定である。

② 準備期間

営業開始及び準備期間は、当院と協議して定めることとする。なお、準備期間中の光熱水費の負担は求めない。

7 提案要件

(1) 提案を求める事項

I 運営体制

① 取組姿勢

職員が納得する「良質な食事」に至る当院パートナーとしての取組姿勢、当院との連携

② 実施体制

有資格者、想定従業員数と雇用計画

③ 安全確保

食材の仕入れと保管、調理、廃棄、保険加入、従業員の健康管理と教育

④ 持続的な経営

経営見通し（採算性の考え方）、当初貸付期間に必要となる補助金（月額）の額

II 営業日及び営業時間

① 食堂の営業日及び営業時間

食堂の営業日及び営業時間

※ 平日（8月6日及び年末年始を除く。）の午前11時から午後3時の営業を必須とする。

② 病院の勤務形態に寄り添う運営

営業時間外の食事提供、テイクアウトの拡充、カフェ機能、迅速な料理提供、ほっとスペース活用

III メニュー

① 健康重視への取組

低糖質、低カロリー、減塩、高タンパクなど、エビデンスに基づくヘルシーメニューの導入、サラダバーやセルフ形式で選べる野菜中心の小鉢（惣菜）の充実

② 多種多様なメニューと価格

日替わり定食、丼類、麺類などの予定メニューと価格

※ 現在の日替わり定食の販売価格500円/食を踏まえた提案とすること。

③ 素材、ボリューム、飽きさせないための工夫

素材へのこだわり、適切なボリュームの考え方、イベントメニューなど飽きさせないための工夫

IV DX

① DXによる利便性の最大化

現金とQR等決済との併用、予約・モバイルオーダーの導入、精算システム導入費

(2) サービスに関する留意点

① 職員の意見を取り入れながら、常にメニューやサービス等の改善に取り組むこと。

② 提供する食事のアレルギー表示を行うこと。栄養成分・カロリー等の表示については各社提案とする。

(3) 衛生管理

食品を提供するにあたっては、防虫防鼠対策、消毒等の衛生管理、清掃及び従事者の健康管理に万全を期すこととし、万が一、当該提供により食品衛生法上の問題等が発生した場合は、すべて運営事業者の責任と負担において対処しなければならない。

また、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は直ちに手続きを行うこととし、従事者又はその同居人が、感染症にかかった場合及びその疑いがあると判断された場合や、下痢・腹痛・嘔吐・化膿傷等の症状がある場合には、直ちに当院へ報告するとともに、当該営業事業者の業務停止、当該従事者の出勤停止若しくは制限等の必要な措置を講じること。

(4) 従業員教育体制、苦情・要望等への対応

従業員教育を実施し、職員等からの苦情・要望等へ適切な対応ができるようにすること。

8 スケジュール

公募開始	令和8年2月26日(木)
質問受付締切	3月5日(木)
質問に対する回答	3月6日(金)
参加申込書の提出期限	3月11日(火)
現地説明会	3月12日(水)・13日(木)
提案書の提出期限	3月24日(月)
プレゼンテーション及び試食会	3月25日(火)・26日(水)
提案書審査	3月27日(金)
運営事業者決定	3月30日(月)

9 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

ア 受付期間 令和8年2月26日(木)9時から令和8年3月11日(火)17時まで
(土日祝日を除く)

イ 提出書類

- A. 参加申込書(様式1)
 - B. 会社概要(任意様式)※
 - C. 実績報告書(様式2)
 - D. 広島市税並びに法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(3か月以内の発行)※
- ※印は、複数の事業者で構成する事業体の場合は、構成する全ての事業者分を提出すること。

ウ 提出方法 当院事務室総務課施設担当(当院東棟10階)まで持参

(2) 質問の受付

ア 受付期間 令和8年2月26日(木)9時から令和8年3月5日(木)17時まで

イ 提出方法 「質問書(様式3)」を用い、次のメールアドレスあてに提出すること。
送付先メールアドレス:hiroshimin-hosp@hcho.jp

ウ 回答 令和8年3月6日(金)に病院機構ホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

(3) 現地説明会

- ア 実施日 令和8年3月12日(水)及び13日(木)
- イ 参加資格 「参加申請書」を提出した事業者とする。
実施日及び時間帯は、電子メールで別途通知する。
- ウ 時間 概ね30分程度とする。

(4) 提案書の提出

- ア 提案書は、A3横とし様式は任意とする。
- イ 「7(1)提案を求める事項」の項目の全てを記載すること。
- ウ 提出部数は、正本1部、副本10部とする。
- エ 「提案提出書(様式4)」を添付のうえ、令和8年3月24日(月)17時を期限とし、当院事務室総務課施設担当まで持参すること。
- オ 事情により提案を辞退する場合は、「辞退届(様式5)」を同期限、同場所に持参すること。

10 選定に関する事項

(1) 選定方法

提案書及びプレゼンテーション、試食会を審査し選定する。

なお、プレゼンテーション及び試食会は、令和8年3月25日(火)、26日(水)を予定しているが、詳細は提案者に別途通知する。

(2) 提案内容の評価方法

ア プレゼンテーションの評価項目の配点は以下のとおりとする。

評価項目		配点
I	運営体制	① 取組姿勢 ② 実施体制 ③ 安全確保 ④ 持続的な経営 100
II	営業日及び営業時間	⑤ 食堂の営業日及び営業時間 ⑥ 病院の勤務形態に寄り添う運営 50
III	メニュー	⑦ 健康重視への取組 ⑧ 多種多様なメニューと価格 ⑨ 素材、ボリューム、飽きさせないための工夫 90
IV	DX	⑩ DXによる利便性の最大化 30
	試食会による評価	⑪ 味、盛り付け、ボリューム、バランス 40
合計		310

イ 試食会での審査方法

審査項目 味、盛り付け、ボリューム、バランス

審査方法 職員食堂で継続的に提供できるメニューで、中心となる定食1点について、審査委員会委員による試食会を行う。委員は40点以内で評価点を付ける。

ウ 運営事業者の決定

総合得点の最も高い事業者を運営事業者として決定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 他の参加者と提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- イ 選定終了までの間に、他の参加者に対して提案の内容を意図的に開示すること。
- ウ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、決定後速やかに電子メールにより全ての参加者に通知する。

11 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 本提案に関して、提案書の作成に要する費用、その他一切の費用は、参加者負担とする。
- イ 採用された提案書は、「広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての提案書は返却しない。
- エ 提出された提案書は、審査・選定の用以外に参加者の許可なく使用しない（広島市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 提出期限後の提出、差し替え等は認めない。

(2) 事業担当

〒730-8518 広島市中区基町7番33号

広島市立広島市民病院事務室総務課施設担当

担当：福長 電話：082-569-7837

別表①－1

費用負担区分表

項 目		病院	運営業者
一般建築設備	建築内装造作	○	
	空調換気設備	○	
	給排水設備	○	
	電気設備	○	
	電話架設(配線のみ)	○	
	防災設備	○	
	厨房設備機器の購入設置費	○	
厨房	コンロ等の調理機器の購入設置費	○	
	更衣室備品		○
什器備品	事務所椅子・テーブル		○
	精算システムの導入	○	
	精算システムの維持管理・手数料		○
	鍋等の調理道具		○
	椅子・テーブル類	○	
	食器類の購入	○	
	業務用パソコン		○
	業務用電話機、FAX機、コピー機、プリンター		○
	法定点検費用（消防法に基づくもの）	○	
	営繕費	内装造作修繕、更新	○
一般設備機器修繕、更新		○	
厨房設備機器修繕、更新		○	
什器備品修繕、更新（病院購入分）		○	
什器備品修繕、更新（運営業者分）			○

費用負担区分表

項 目		病院	運営業者
光熱水費	電気料金		○
	ガス料金		○
	上下水道料金		○
清掃費	客席日常清掃費		○
	客席定期清掃費（床、天井、窓ガラス他）	○	
	厨房日常清掃費		○
	厨房定期清掃費（グリストラップ [°] 、ダクト、窓ガラス他）	○	
	生ごみ・塵芥処理費		○
	廃油処理費		○
販促費	植栽、植木		○
	メニューディスプレイ装飾費		○
	販促/イベント/ロイヤリティ		○
消耗品費	厨房用消耗品		○
	客席用消耗品		○
	コピー用消耗品		○
	事務用消耗品		○
	一般消耗品		○
	ユニホーム代（クリーニング代含む）		○
	床マット設置費用		○
その他費用	運営補助金	○	
	食材費		○
	検食費		○
	人件費		○
	衛生費		○
	採用募集費		○
	害虫駆除費	○	
	通信費		○
	旅費・交通費		○
	損害保険料		○
	行政届出費用		○

※ ○印のついた者が負担することを原則とするが、故意または過失による場合などについては、双方協議の上、費用負担者を定める。